

---

## 第2編 第3次地域福祉計画

---

令和2年3月

綾川町



# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 地域福祉をめぐる法制度の流れ.....	2
第4節 分野横断的な連携体制の整備.....	3
第5節 日常生活圏域の設定.....	3
第2章 本町の地域福祉の現状.....	4
第3章 住民の地域福祉に関する意識.....	8
第4章 基本的な方向性.....	14
第1節 基本理念.....	14
第2節 基本目標と基本施策.....	15
第3節 各主体の連携.....	16
第4節 各福祉分野における重点的な取り組み.....	17
第5章 分野別施策の展開.....	18
第1節 福祉の心を育てるまち.....	18
第2節 いきいき活動するまち.....	20
第3節 セーフティネットで支えあうまち.....	24
第6章 計画推進にあたっての目標値.....	30



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の目的

私たちは、日々の生活で困りごとに直面した時、まずは自分自身で解決しようと努め（自助）、それが難しい時、身近な人や地域住民と互いに手伝いあったり（互助）して、生活課題を解決します。

しかし、人口の減少や高齢化、核家族化、クルマ社会の進展などにより、こうした「自助・互助」の力が弱まり、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくための基礎が揺らいできています。

一方、昨今は、介護保険サービスなど、「共助・公助」が拡大・発展し、弱まっている「自助・互助」を補完する状況にあります。

しかしながら、すべての生活課題を「共助・公助」で解決することは不可能であり、地域で育まれてきた「自助・互助」による支え合い、助け合いの力を強化し、「共助・公助」を含めて、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会を実現させることが、いつまでも住みよい綾川町であり続けるためには欠かせないことと言えます。

綾川町第3次地域福祉計画は、こうした背景を受け、「自助・互助・共助・公助」が的確に役割分担しながら、支援が必要な時にお互いに支えあうまちづくりを推進・強化していく指針として策定します。

### 地域福祉の向上に向けた4つの「助」

自助	他人の力によらず、当事者である自分（本人）の力だけで課題を解決すること。
互助	インフォーマルな相互扶助のこと。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。
共助	社会保険のような制度化された相互扶助。
公助	自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

## 第2節 計画の期間

計画期間は令和2～6年度の5年間とします。

年度(令和)						
1	2	3	4	5	6	7
第2次	第3次地域福祉計画の期間					第4次

### 第3節 地域福祉をめぐる法制度の流れ

福祉の基本的な法制度は、児童福祉法（昭和 22 年）、身体障害者福祉法（昭和 24 年）、精神保健福祉法（昭和 25 年）、老人福祉法（昭和 26 年）、知的障害者福祉法（昭和 35 年）など、第二次世界大戦後の昭和 20～30 年代に整備されました。これらは、荒廃した日本の復興をめざし、いわば社会的弱者を救済する「救民対策」として制度化され、主な事業の実施主体も、市町村ではなく都道府県が中心となっていました。

その後、高齢化社会の進展や障害者の社会参加意欲の高まりなどにより、平成 2 年には福祉関係八法の改正が行われ、住民に身近な市町村を主な実施主体とし、住民のニーズにきめ細かく対応しながら、在宅、施設を通じた福祉サービスを一元的かつ計画的に実施することを目指すようになりました。また、平成 5 年には心身障害者対策基本法（昭和 45 年）が障害者基本法に改正され、障害者施策の抜本的強化が図られています。

**福祉関係八法の改正～老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、社会福祉事業法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の一部改正。**

さらに、平成 12 年には高齢者福祉に社会保険の概念を導入する介護保険法が施行され、株式会社や NPO 法人など多様な担い手の事業参入を促進するとともに、同年、社会福祉事業法（昭和 26 年）も社会福祉法に改正され、「公的福祉サービス」の利用者の利益の保護や、「地域の支え合い活動」の増進などの方向を法制度として強化するとともに、市町村地域福祉計画の策定もここで規定されました。

その後は、子育て支援サービスの充実などをめざした次世代育成支援対策推進法（平成 16 年）、介護予防の強化などをめざした介護保険法改正（平成 18 年）、障害者の就労の抜本的強化などをめざした障害者自立支援法（平成 18 年）などが施行され、公的福祉サービスが質・量ともに拡大を続けています。

平成 27 年から、子育て支援のさらなる拡充を図る子ども子育て支援関連 3 法と生活困窮者支援制度の創設を図る生活困窮者自立支援法が施行されました。また、平成 29 年の介護保険法の改正により、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現に向けた取組の推進が図られ、平成 30 年の社会福祉法の一部改正により、取組のさらなる強化が示されました。

#### 〔参考〕地域福祉計画の法的位置づけ

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための指針として社会福祉法第 107 条に位置づけられた行政計画で、市町村地域福祉計画に掲げるべきものとして以下の 3 事項が定められています。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 第4節 分野横断的な連携体制の整備

---

多様で複合的な地域生活課題を抱える人を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療も含めた分野横断的な連携体制を整備します。

また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制の構築を検討します。

## 第5節 日常生活圏域の設定

---

福祉サービスは、住み慣れた地域で利用できるようにすることが重要であることから、その整備単位として日常生活圏域の設定が必要とされています。

本町においては、日常生活圏域を1圏域に設定します。

## 第2章 本町の地域福祉の現状

地域の保健福祉資源には、社会福祉法人をはじめとする「公的保健福祉サービス・組織」と、個人やグループ単位での「地域保健福祉活動」があります。

「公的保健福祉サービス・組織」については、町や三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、社会福祉協議会のほか、町内には多くの社会福祉法人や医療法人、NPO法人などがあり、高齢者や障害者、子どもたちなどに対して様々なサービスを行っています。

公的保健福祉サービス・組織等の状況

主な分野	運営主体	種類	名称	内容
地域福祉	一般社団法人 他	医師会、歯科医師会、薬剤師会	・綾歌地区医師会 ・綾歌郡歯科医師会 ・綾歌郡薬剤師会	地域の医療・保健・介護・福祉等、全般に渡り、行政や関係団体と連携しながら各種事業を実施
	社会福祉法人	社会福祉協議会	綾川町社会福祉協議会	地域福祉の推進主体。各種介護・福祉サービス提供主体
高齢者	社会福祉法人	介護保険施設	松林荘	介護老人福祉施設、短期入所、通所介護、居宅介護支援
	社会福祉法人	介護保険施設	楽々苑	介護老人福祉施設、短期入所、居宅介護支援、訪問介護事業所を併設
	町	介護保険施設	あやがわ	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所
	各種法人等	介護保険居宅サービス	綾川町社会福祉協議会やその他の事業所	介護保険の各種居宅介護サービスを実施
	社会福祉法人	シルバー人材センター	綾川町シルバー人材センター	会員に臨時的・短期的ないきがい就労の機会を提供
	各種法人	グループホーム	さくら、プラム	認知症高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けながら、5～9人で共同生活を送る居住機能
障害者	各種法人	居宅介護	綾川町社会福祉協議会やその他の事業所	入浴や食事等の介護、掃除や調理等の家事援助の実施。通院や余暇活動等の移動支援の実施
	各種法人	生活介護 グループホーム	・生活介護あやがわ ・グループホームあやがわ	日常生活上の支援を受けながら共同生活を送る居住機能、また日中活動として内職などの軽作業を実施
障害者 障害児	社会福祉法人	生活介護・施設入所	竜雲少年農場	日中活動として、酪農や野菜の栽培や乳製品の製造販売を実施。夜間等に食事や入浴などの介護支援を実施
	NPO法人	就労継続支援	・さあかすチャレンジド ・就労支援施設ピュア ・福祉サービス事業所喜望峰	食品の加工・製作・販売。ITを活用した事業や福祉有償運送。農作物の栽培や販売。農作業等の受託事業などを行い、就労にむけた支援を実施
	NPO法人	相談支援	相談支援センターさくら木	障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、マネジメントによりきめ細やかな支援の実施



主な分野	運営主体	種類	名称	内容
障害者 障害児	社会福祉法人	相談支援	わんすてっぷ	障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、マネジメントによりきめ細やかな支援の実施
	社会福祉法人	地域活動支援	共に生きる綾川の家「ゆう」	内職などの軽作業や売店業務の受託。伝統工芸品の製作販売などを行い、日中の活動支援を実施
子ども	町	地域子育て支援	子育て支援センター「にじ」子育て支援施設「きらり」	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施
	町	幼稚園・保育所・認定こども園	1か所の幼稚園、5か所の保育所、1か所の認定こども園	各園の特色を生かしながら子どもの健全な心身の発達を促すための教育・保育を実施
	町	放課後児童クラブ	5か所のクラブ（なかよし学級）	放課後、就労等で保護者などのいない家庭において、養育に欠ける小学校の児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る
	町	児童館	南原児童館	認定こども園への入園前の乳幼児とその保護者のための交流の場である「ひよこ広場」、「育児テレフォン相談」などを実施。
保健 ・医療	町	総合保健施設	国民健康保険総合保健施設「えがお」	町健康福祉課、地域包括支援センター、国保直診病院、老人介護支援センター、訪問介護事務所・病児保育室「うぐいす」などが集まる総合保健センター機能
	町	総合保健施設	国民健康保険総合保健施設「いきいきセンター」	町健康福祉課、国保直診診療所、在宅介護支援センター、居宅介護支援、訪問看護、通所リハビリテーションなどが集まる総合保健センター機能
	町	医療機関	病院・診療所・歯科診療所	病院2か所、診療所15か所、歯科診療所7か所

注) 令和元年10月現在

「地域保健福祉活動」については、保健分野での「綾川町食生活改善推進協議会」や、高齢者の生きがづくり活動を目的とした「綾川町老人クラブ連合会」、「介護予防サポーターの会」、障害者本人や家族のための「綾川町身体障害者協会」、子育て中の家庭のための「子育てサークル」など、多様な分野で多くの活動が行われています。地域住民と行政などとの福祉分野のパイプ役である「民生委員児童委員協議会」や、福祉ボランティアの連絡組織である「綾川町ボランティア連絡協議会」などもあります。

このように、本町には、多様な保健福祉資源があります。「公的保健福祉サービス・組織」については、町自ら、利用者本位の質の高いサービスの提供を図るとともに、民間事業者にもそのことを働きかけていくことが重要です。また、「地域保健福祉活動」は、個々の活動の活性化と、活動間の一層の連携強化を促進していくことが求められます。

### 町内の主な地域福祉活動団体

主な分野	名 称	内 容
地域福祉	民生委員児童委員協議会	地域住民の困りごとの相談。行政・団体等との連絡調整
	ボランティア連絡協議会	福祉関係のボランティアの連絡調整。団体と個人が登録
	自治会連合会	豊かで明るく、住みよい地域社会づくりの推進
	婦人団体連絡協議会	平和で安全安心な地域社会の創造の実現に向け、配食サービス、子どもや高齢者の見守り活動
高齢者	老人クラブ連合会	高齢者の生きがづくり活動
	介護予防サポーターの会	介護予防事業等への協力や高齢者の声かけ・見守り活動
障害者	身体障害者協会	身体障害者の当事者会
	心身障害児・者父母の会	心身障害児・者の親の会
	いちえの会	当事者の会。デイケア、就労支援、自由に過ごせる場の提供
	ステップ	知的障害者の会。勉強会やフリーマーケットの開催
	綾の家	障害者の日中活動として「綾の家ひろば」を、えがお1階ロビーで喫茶・スイーツ等の製作・販売も行う「綾の家サロン」を実施
子ども	子ども会育成連絡協議会	地域における子どもの健全育成の活動
	子育てサークル	地域における子育て中の親子の活動
	ひとり親家庭交流会	ひとり親家庭の交流事業、孤立防止のための事業
保健	食生活改善推進協議会	食生活改善推進活動
	健康推進委員会	地区住民、町民の健康増進活動
	母子愛育班連絡協議会	地域での子育て支援活動、講演会、講習会などの健康増進活動
	生活研究グループ	地場の特産品の開発、食育推進

注) 令和元年10月現在

綾川町ボランティア連絡協議会の登録団体

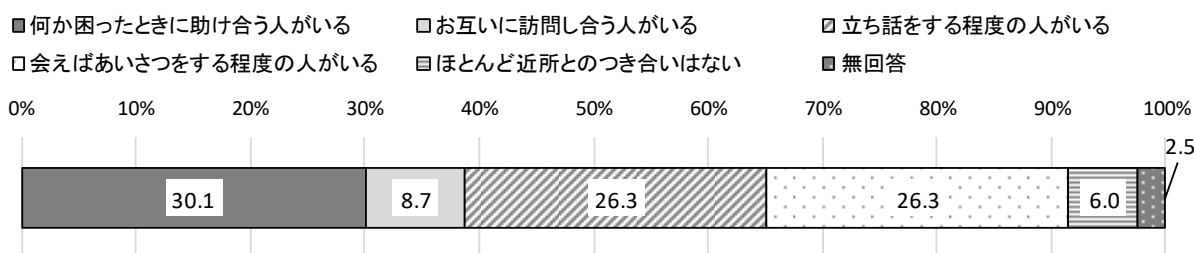
NO	名称	内容
1	昭和婦人会	月1回老人給食調理・配達・敬老会・交通安全活動等
2	老人給食 陶	月1回老人給食調理・配達・敬老会等
3	滝宮婦人会	月1回老人給食調理・配達・敬老会・交通安全活動等
4	羽床婦人会	月1回老人給食調理・配達・敬老会・交通安全活動等
5	配食ボランティア昭和	週1回水曜日お弁当配達
6	配食ボランティア滝宮	週1回水曜日お弁当配達
7	配食ボランティア羽床	週1回水曜日お弁当配達
8	うどん研究会	町内小中学校、各行事にてうどん作りのふれあい学習
9	いずみの会	週1回水曜日お弁当配達・福祉施設訪問、高齢者訪問
10	クローバーネット	視覚障害者の社会参加・生活支援
11	サロン「畑田」 畑田団地ボランティア	いきいきサロン活動の食事提供、余暇提供ボランティア
12	民生委員児童委員協議会	高齢者訪問、福祉活動の支援
13	綾川町福社会	軽犯罪防止・情報交換・週1回水曜日お弁当配達
14	介護予防サポーターの会	高齢者訪問、福祉活動の支援、介護予防活動等

注) 令和元年10月現在

## 第3章 住民の地域福祉に関する意識

### 1 日頃の近所づきあい

- ・「何か困ったときに助け合う人がある」は、今回調査が 30.1%、前回調査が 38.4%で、8.3 ポイント減少しました。一方、「ほとんど近所とのつき合いはない」は 4.7 ポイント上昇しました。
- ・「ほとんど近所とのつき合いはない」人たち (6.0%) との接点をどのように作っていくかが課題となっています。



	人数 (人)	割合 (%)					
		何か困ったときに助け合う人がある	お互いに訪問し合う人がある	立ち話をする程度の人がある	会えばあいさつをする程度の人がある	ほとんど近所とのつき合いはない	無回答
全体 (今回調査)	482	30.1	8.7	26.3	26.3	6.0	2.5
全体 (前回調査)	310	38.4	12.3	25.8	21.9	1.3	0.3
男性	189	31.2	9.5	25.4	25.4	5.3	3.2
女性	240	29.6	8.8	29.2	26.7	5.8	0.0
18~39 歳	52	13.5	13.5	9.6	46.2	17.3	0.0
40~59 歳	107	16.8	5.6	27.1	44.9	5.6	0.0
60~79 歳	230	35.2	8.7	33.0	17.0	3.5	2.6
80 歳以上	84	45.2	10.7	20.2	16.7	7.1	0.0
畑田、千疋	111	23.4	9.9	35.1	24.3	5.4	1.8
陶	104	26.0	10.6	26.0	29.8	5.8	1.9
萱原、滝宮、北	125	32.0	5.6	22.4	33.6	5.6	0.8
小野、羽床下	32	31.3	9.4	28.1	21.9	9.4	0.0
粉所東、粉所西	16	50.0	6.3	18.8	18.8	6.3	0.0
山田上、山田下、東分	49	46.9	4.1	22.4	18.4	6.1	2.0
西分	16	25.0	18.8	18.8	31.3	6.3	0.0
羽床上、牛川	22	31.8	18.2	31.8	9.1	9.1	0.0

## 2 地域の活動に対する感じ方

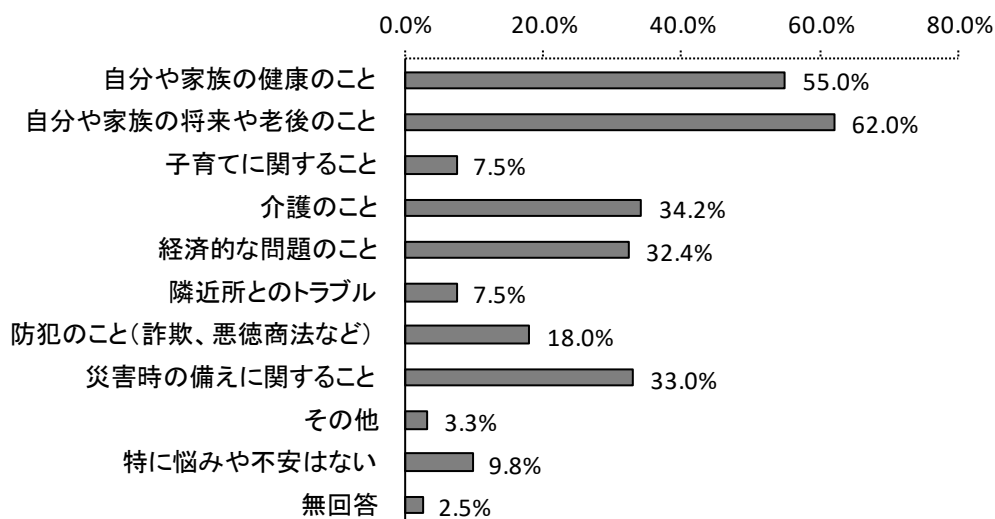
- ・「そう思う」に関して、「②自分自身は積極的に地域活動に参加している」、「④自分の地域では、日頃から防犯のための目配りができている」、「⑤自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う」、「⑥自分の地域は、環境美化活動に熱心である」は、前回調査と比較してポイントが減少しました。
- ・今回調査における「そう思う」と「ややそう思う」の割合の合計は、①から⑥のすべての項目で「80歳以上」が最も高く、年齢が低くなるほど割合が低い傾向にあり、幅広い世代からの参画が課題となっています。

		人数 (人)	割合 (%)				
			そう思う	ややそう 思う	あまり 思わない	思わない	無回答
①自分の地域では地域活動が活発	今回調査	482	13.7	33.2	33.6	13.3	6.2
	前回調査	310	11.9	31.9	36.5	17.7	1.9
②自分自身は積極的に地域活動に参加している	今回調査	482	<b>11.8</b>	26.1	30.3	26.3	5.4
	前回調査	310	<b>17.1</b>	39.7	25.5	15.8	1.9
③自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができている	今回調査	482	4.8	28.8	42.1	18.3	6.0
	前回調査	310	4.8	27.7	40.3	25.5	1.6
④自分の地域では、日頃から防犯のための目配りができている	今回調査	482	<b>1.9</b>	28.4	46.9	16.6	6.2
	前回調査	310	<b>4.8</b>	21.9	47.7	24.2	1.3
⑤自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う	今回調査	482	<b>12.0</b>	43.6	30.3	8.7	5.4
	前回調査	310	<b>17.7</b>	44.2	26.1	11.3	0.6
⑥自分の地域は、環境美化活動に熱心である	今回調査	482	<b>6.2</b>	38.6	38.6	11.4	5.2
	前回調査	310	<b>10.6</b>	34.8	38.7	14.8	1.0

	「そう思う」 + 「ややそう思う」の割合 (%)			
	18～39歳	40～59歳	60～79歳	80歳以上
①自分の地域では地域活動が活発	48.1	48.6	45.2	<b>51.2</b>
②自分自身は積極的に地域活動に参加している	17.3	29.0	44.8	<b>45.2</b>
③自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができている	32.7	31.8	31.7	<b>42.9</b>
④自分の地域では、日頃から防犯のための目配りができている	21.2	29.0	31.7	<b>35.7</b>
⑤自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う	50.0	52.3	56.5	<b>65.5</b>
⑥自分の地域は、環境美化活動に熱心である	38.5	40.2	47.8	<b>50.0</b>

### 3 日常の悩みや不安

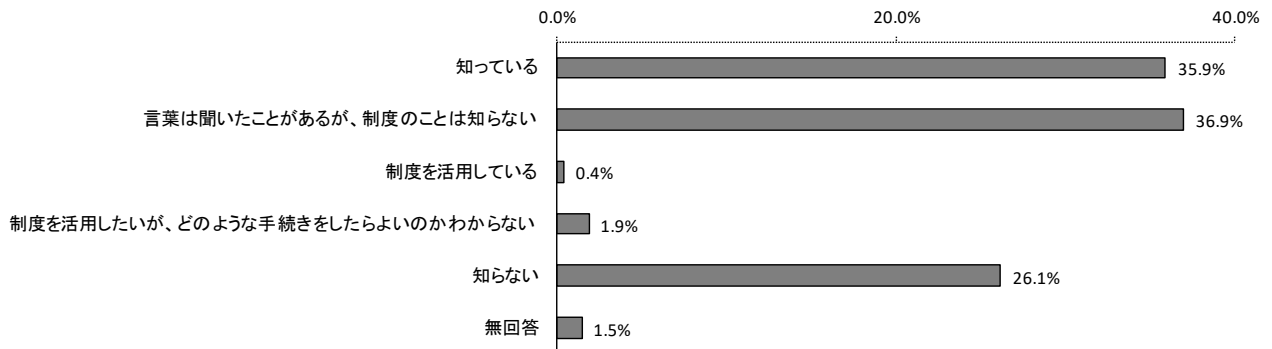
- ・前回調査と比較して、「子育てに関すること」、「防犯のこと（詐欺、悪徳商法など）」、「災害時の備えに関すること」はポイントが上昇しました。
- ・「自分や家族の将来や老後のこと」が62.0%で最も高くなっています。



	人数 (人)	割合 (%)										
		自分や家族の健康のこと	自分や家族の将来や老後のこと	子育てに関すること	介護のこと	経済的な問題のこと	隣近所とのトラブル	法など) 防犯のこと(詐欺、悪徳商	災害時の備えに関すること	その他	特に悩みや不安はない	無回答
全体(今回調査)	482	55.0	62.0	7.5	34.2	32.4	7.5	18.0	33.0	3.3	9.8	2.5
全体(前回調査)	310	59.7	64.8	6.1	38.7	32.3	9.0	15.2	31.9	2.6	11.6	0.6
男性	189	56.6	60.3	5.3	38.1	33.3	9.0	15.9	25.9	1.6	12.7	2.6
女性	240	57.5	67.1	9.2	33.3	32.1	6.7	18.3	37.9	4.2	6.3	0.4
18~39歳	52	40.4	67.3	25.0	15.4	48.1	11.5	26.9	38.5	5.8	9.6	0.0
40~59歳	107	57.9	71.0	15.9	31.8	37.4	9.3	17.8	40.2	3.7	7.5	0.0
60~79歳	230	57.8	65.2	1.7	37.0	30.9	6.1	16.1	30.4	2.6	9.1	2.2
80歳以上	84	57.1	44.0	1.2	44.0	21.4	6.0	17.9	28.6	2.4	15.5	1.2
一人暮らし	45	53.3	51.1	2.2	37.8	46.7	8.9	24.4	37.8	6.7	11.1	0.0
夫婦のみ	140	53.6	60.0	1.4	36.4	24.3	7.1	17.9	30.7	1.4	10.0	0.7
2世代(親と子)	211	61.1	67.8	12.8	34.1	35.1	8.1	20.4	35.5	3.3	7.6	0.9
3世代(親と子と孫)	55	50.9	67.3	7.3	32.7	34.5	7.3	10.9	27.3	3.6	18.2	3.6

#### 4 成年後見制度の認知度

- ・1.9%の人が「制度を活用したいが、どのような手続きをしたらよいかわからない」と回答しており、制度の手続きの周知が課題となっています。
- ・「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が36.9%と最も高く、次いで、「知っている」が35.9%。一方、「知らない」は26.1%となっています。



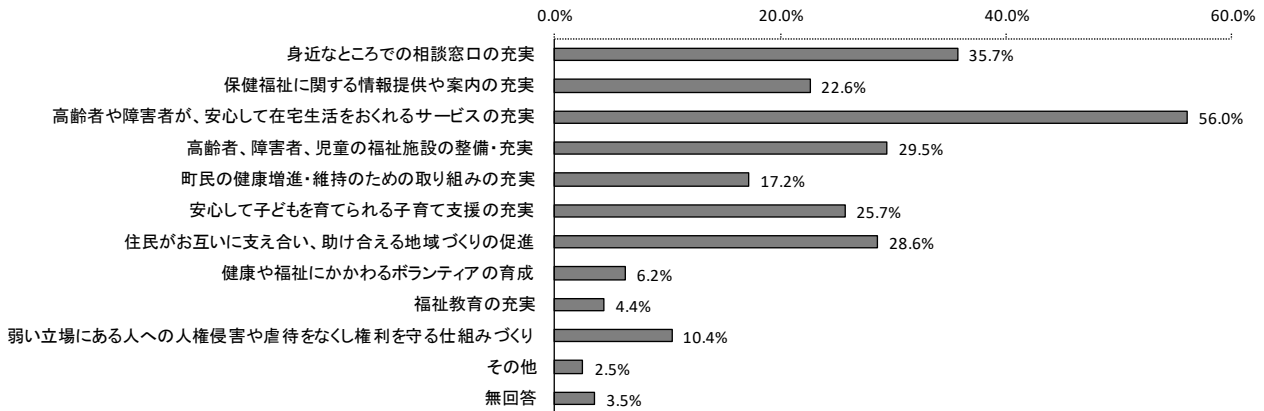
	人数 (人)	割合 (%)					
		知っている	言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない	制度を活用している	制度を活用したいが、どのような手続きをしたらよいかわからない	知らない	無回答
全体	482	35.9	36.9	0.4	1.9	26.1	1.5
男性	189	35.4	38.1	0.5	2.6	24.3	0.5
女性	240	38.8	34.2	0.4	1.3	25.8	2.5
18～39 歳	52	21.2	28.8	0.0	3.8	46.2	0.0
40～59 歳	107	35.5	34.6	0.0	1.9	28.0	1.9
60～79 歳	230	41.7	38.7	0.9	1.7	18.7	1.3
80 歳以上	84	27.4	40.5	0.0	1.2	32.1	2.4
一人暮らし	45	35.6	35.6	0.0	2.2	28.9	0.0
夫婦のみ	140	40.0	37.1	0.0	4.3	22.1	0.0
2 世代 (親と子)	211	34.1	39.3	0.5	0.5	26.1	1.9
3 世代 (親と子と孫)	55	36.4	32.7	0.0	1.8	27.3	1.8





## 6 福祉のまちづくりを充実していくうえで取り組むべき施策

- ・前回調査と比較して、「高齢者や障害者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備・充実」はポイントが上昇しました。



	人数 (人)	割合 (%)											
		身近なところでの相談窓口の充実	保健福祉に関する情報提供や案内の充実	高齢者や障害者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実	高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備・充実	町民の健康増進・維持のための取り組みの充実	安心して子どもを育てられる子育て支援の充実	住民がお互いに支え合い、助け合える地域づくりの促進	健康や福祉にかかわるボランティアの育成	福祉教育の充実	弱い立場にある人への人権侵害や虐待をなくし権利を守る仕組みづくり	その他	無回答
全体 (今回調査)	482	35.7	22.6	<b>56.0</b>	<b>29.5</b>	17.2	25.7	28.6	6.2	4.4	10.4	2.5	3.5
全体 (前回調査)	310	39.0	25.5	<b>54.5</b>	<b>23.9</b>	17.7	30.6	39.0	10.0	4.8	10.6	1.9	1.6
男性	189	33.3	24.9	56.6	29.1	15.3	23.3	30.2	3.7	3.2	13.8	2.6	4.8
女性	240	38.3	23.3	55.0	30.0	18.8	28.8	26.3	7.9	5.4	6.7	2.5	2.9
18～39 歳	52	42.3	9.6	36.5	30.8	9.6	53.8	21.2	1.9	7.7	19.2	5.8	1.9
40～59 歳	107	37.4	26.2	51.4	33.6	16.8	36.4	23.4	6.5	4.7	12.1	1.9	1.9
60～79 歳	230	35.2	26.5	57.0	27.8	20.0	18.7	31.3	7.4	3.9	7.8	1.7	4.8
80 歳以上	84	32.1	17.9	69.0	28.6	14.3	15.5	31.0	3.6	2.4	7.1	3.6	3.6
畑田、千疋	111	36.0	25.2	53.2	33.3	17.1	22.5	27.0	8.1	4.5	10.8	1.8	3.6
陶	104	33.7	24.0	59.6	25.0	18.3	26.0	22.1	4.8	4.8	12.5	2.9	4.8
萱原、滝宮、北	125	41.6	24.0	57.6	33.6	20.0	27.2	24.0	6.4	2.4	8.0	2.4	3.2
小野、羽床下	32	40.6	31.3	43.8	18.8	18.8	34.4	21.9	3.1	6.3	6.3	0.0	0.0
粉所東、粉所西	16	18.8	18.8	43.8	18.8	6.3	12.5	37.5	6.3	0.0	6.3	18.8	12.5
山田上、山田下、東分	49	26.5	18.4	59.2	30.6	20.4	28.6	46.9	2.0	6.1	6.1	0.0	2.0
西分	16	25.0	6.3	68.8	31.3	0.0	18.8	31.3	6.3	12.5	6.3	0.0	6.3
羽床上、牛川	22	45.5	13.6	50.0	27.3	9.1	36.4	45.5	9.1	0.0	22.7	4.5	0.0

## 第4章 基本的な方向性

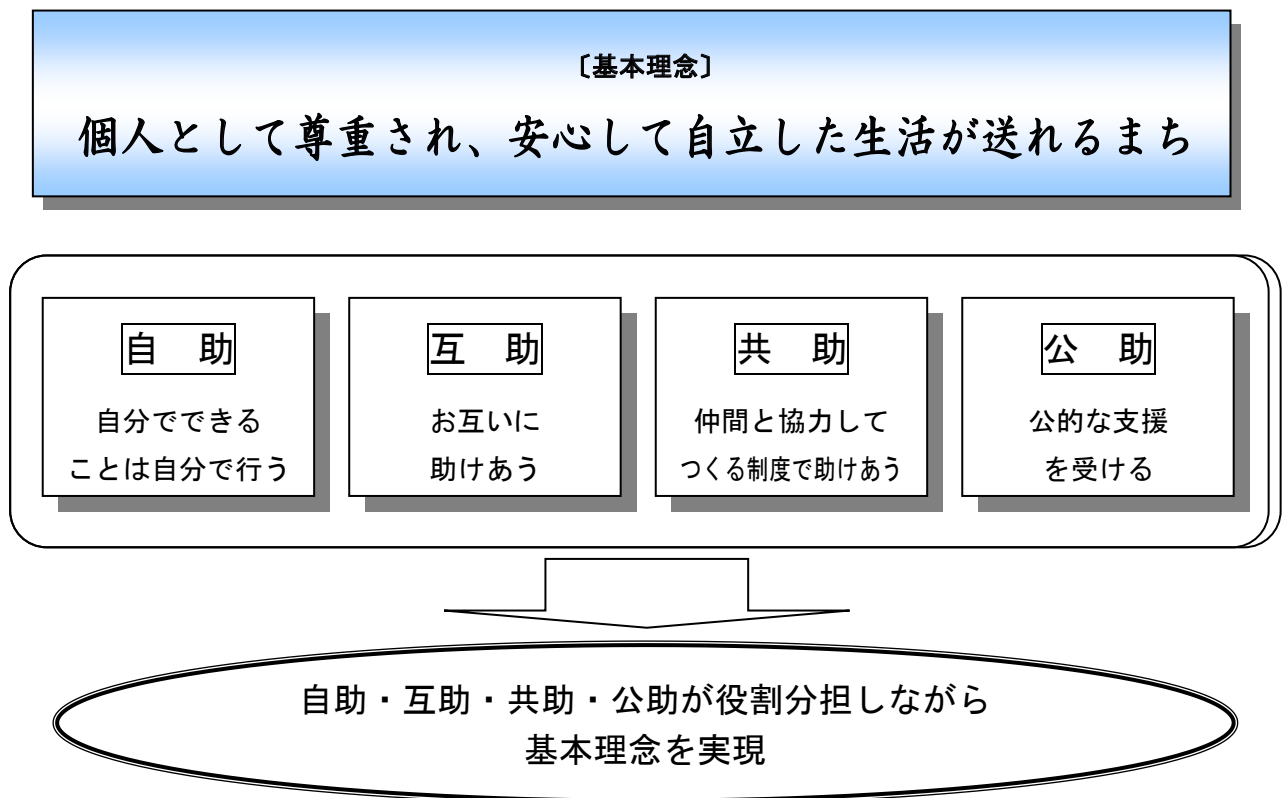
### 第1節 基本理念

本計画では、「個人として尊重され、安心して自立した生活が送れるまち」を基本理念に位置づけ、町民を主体とした地域福祉を推進するとともに、連携と協働を強化し、町民一人ひとりが個人として尊重され、安心して暮らせる地域福祉社会をめざします。

「個人として尊重され、」とは、地域住民相互の連帯により社会的な差別や偏見、疎外感を感じることなく、また、お互いの違いを個性や多様性として認め合い、尊重しあうということです。

そして「安心して自立した生活が送れる」とは、住み慣れた地域にずっと住み続け、困った時の生活支援を行い、地域ぐるみで防犯や防災に取り組む重層的な支えあいの輪が築かれ、自分の意思に沿った（自己決定）その人らしい生活を送り、自己実現を目指すことができるということです。

この基本理念に基づき、「自助・互助・共助・公助」の役割分担のもとに重層的な取組を推進して町民の生活課題を解決するとともに、支えあいの輪を強化し、地域福祉力を維持・拡充していきます。



## 第2節 基本目標と基本施策

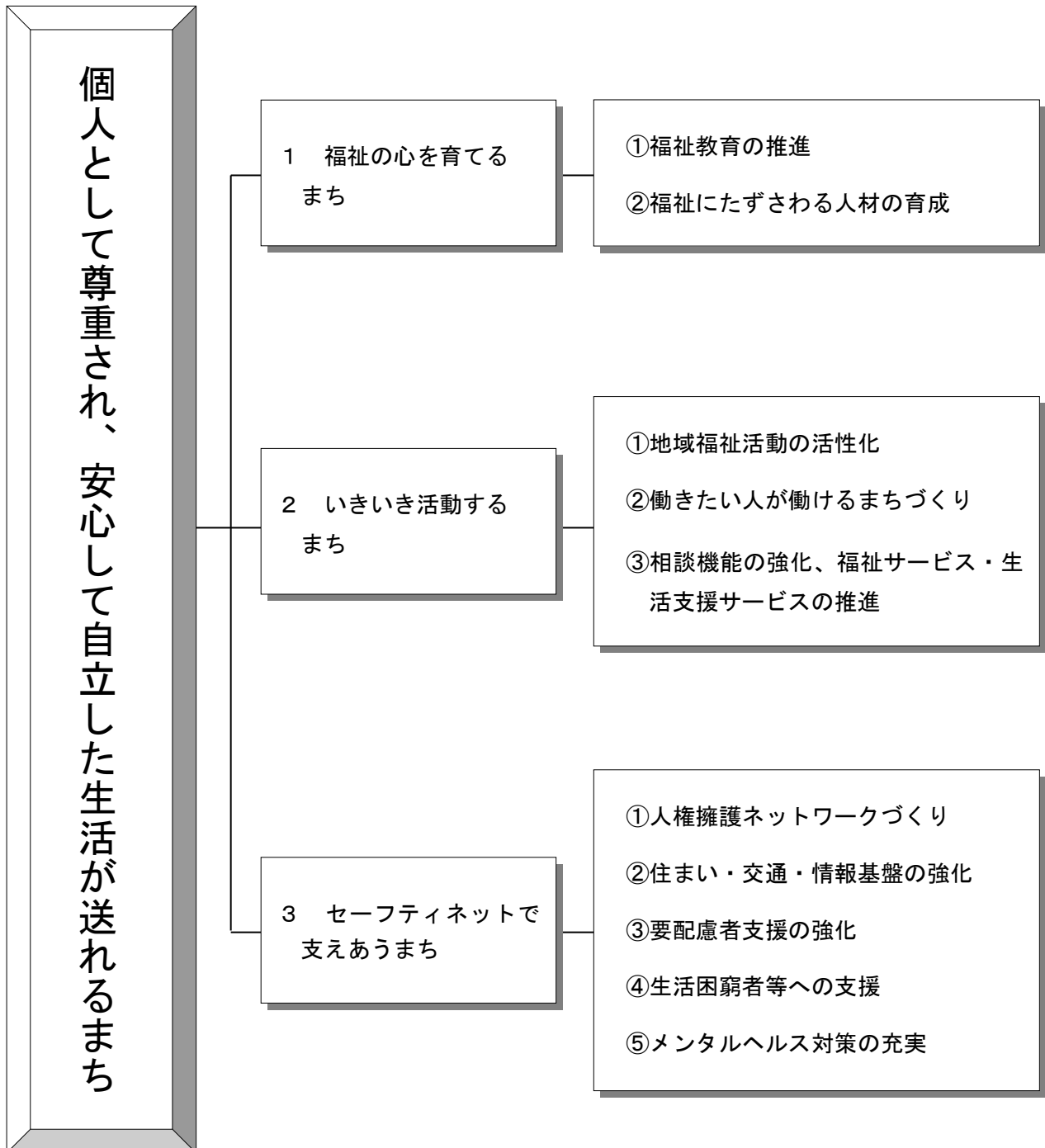
基本理念の実現のため、3つの基本目標と10の基本施策を定めます。

### 施策の体系

<基本理念>

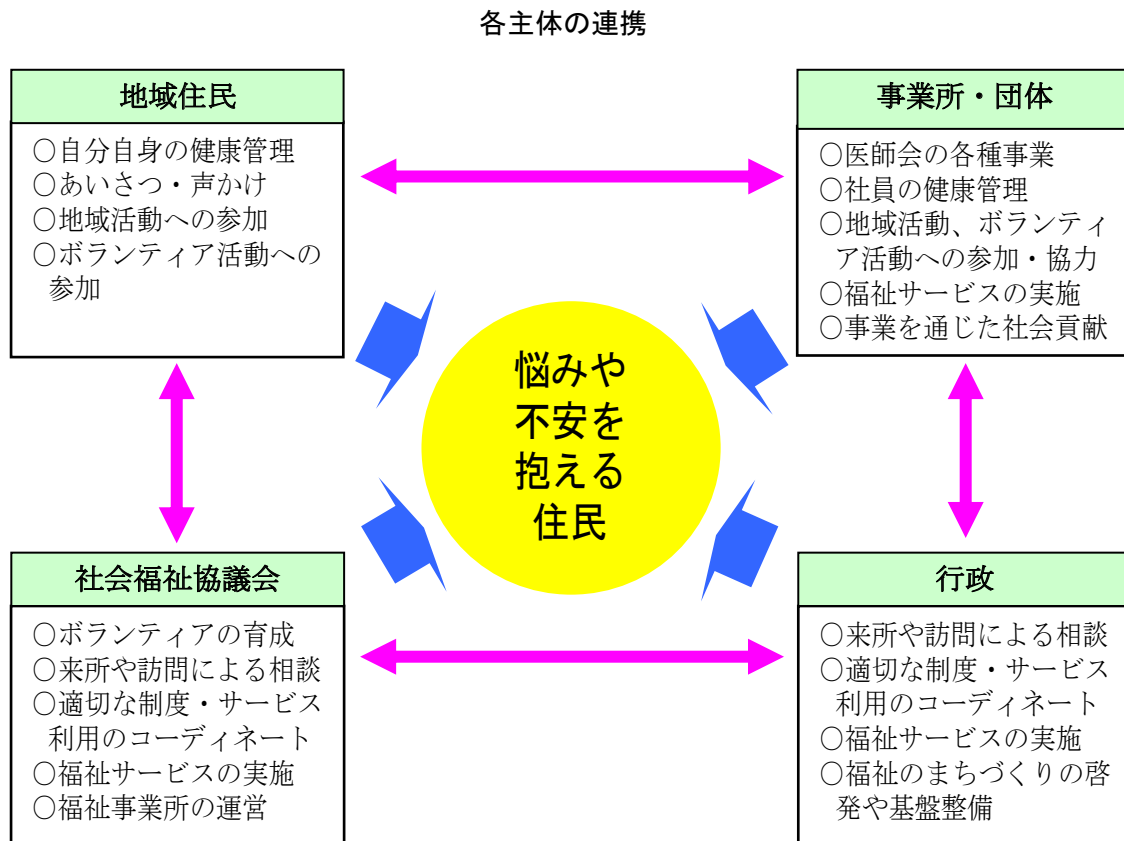
<基本目標>

<基本施策>



### 第3節 各主体の連携

地域住民、事業所・団体、社会福祉協議会、行政が連携し、以下の役割分担のもと、悩みや不安を抱える住民を支えるネットワークを形成しながら、本計画に掲げた取組を推進していきます。



## 第4節 各福祉分野における重点的な取り組み

---

### 1 子どもの福祉

児童福祉法の基本理念として、「すべての子どもの福祉が等しく保障される権利の主体である」と明記されています。そして、子どもが良好な環境のなかで生まれ、社会のあらゆる分野において、年や発達の程度に応じて、その意見が尊重されるなど、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとしています。子どもの福祉を推進するため、子どもを中心に子育て家庭や地域全体で支えていきます。

### 2 障害者の福祉

平成 25 年に制定された障害者差別解消法では、障害の有無によって分け隔てられることなく、健全者と障害者が互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を目指しています。

住民がお互いに協力し、障害者への配慮がなされた地域をつくることや、障害の種類や生活状況に応じた福祉サービスや医療体制、相談支援体制を充実させるなど、きめ細かな対応が必要となります。

平成 30 年には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、ニーズの多様性に応じることのできる障害児支援の充実が一層求められています。

### 3 高齢者の福祉

高齢者の入所施設の充実や、高齢者が在宅生活を続けられるサービスの提供が求められるとともに、元気な高齢者が健康を維持し、将来介護を必要としない生活が送れるような支援を行うことも重要です。高齢者の社会活動が活発化するように、スポーツ活動や地域活動等を通して、高齢者の社会参加や生きがいを推進し、高齢者が培ってきた知識や技能・技術の伝承や新たな創作活動・生産活動の機会や場の提供が求められています。

また、地域包括ケア体制の構築に向けて、在宅サービスの充実、相談窓口の周知とその利用の促進のみならず、地域力を強化することも重要です。

さらに、認知症などを患い判断能力が不十分となった場合でも、適切に福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の普及啓発を図り、制度利用の支援を行うことも必要です。

## 第5章 分野別施策の展開

### 第1節 福祉の心を育てるまち

福祉の担い手は「人」です。町民一人ひとりが、福祉に関心を持ち、ボランティアに参加するなど、自分のできることを行うことで、地域の福祉力は大きく拡大します。そのためには、「私はあまり福祉に関心がない」という方に、福祉に興味を持っていただくこと、そして、日常から福祉活動に尽力しておられる方には、さらに深くいろいろな福祉課題を知っていただくことが重要です。

福祉教育の充実と福祉にたずさわる人材の育成を図り、福祉の心を育てるまちづくりを進めます。

#### 1 福祉教育の推進

家庭、学校・認定こども園、地域が連携し、子どもたちの福祉教育を推進するとともに、生涯学習の様々な機会をとらえ、地域住民への福祉教育を推進していきます。

通番	取組	内容	関係課
1	子どもたちへの福祉教育の推進	子どもたちが福祉の心を育むよう、家庭、学校・認定こども園、地域が連携し、福祉の現場でのボランティア体験など、福祉教育を推進していきます。 同時に、人権や人権擁護についての知識を、わかりやすく学べる機会の確保に努めます。	子育て支援課 学校教育課 住民生活課
2	地域住民への福祉教育の推進	住民一人ひとりの福祉意識・人権感覚の醸成を図るため、広報等での情報提供や啓発活動を推進するとともに、生涯学習の様々な機会をとらえ、福祉教育・人権教育を推進します。	総務課 健康福祉課 生涯学習課

#### 〔地域住民の役割〕

- ・あいさつ、声かけを進めます。
- ・福祉問題について関心を持ち、学びます。
- ・学校・認定こども園や生涯学習の場での福祉教育活動に、積極的に協力・参画します。
- ・家庭でも子どもに人権や福祉の重要性を積極的に教えます。

## 2 福祉にたずさわる人材の育成

ボランティア参加者の固定化、高齢化が進む一方、ボランティアを受けたいニーズ、したいニーズは高まっています。また、ボランティアに求められる知識・技術も日々変化・進化しています。

このため、町や社会福祉協議会、その他関係団体が連携しながら、ボランティアの育成を継続的に進めていきます。

また、介護福祉現場の人手不足が深刻化する一方、その業務に携わっていない潜在的な有資格者、経験者が多くいます。こうした人材の掘り起こしを図るとともに、未経験者であっても、介護福祉に関わりたいと思っている人をサポートし、貴重な担い手として育てていきます。

通番	取組	内容	関係課
3	ボランティアの継続的な育成	ボランティアの養成講座やスキルアップ研修を随時開催し、ボランティアを継続的に育成していきます。	健康福祉課
4	保健福祉サービスの担い手の育成	県など関係機関と連携しながら、保健福祉サービスの担い手の育成・活用を図っていきます。	健康福祉課 経済課

### 〔地域住民の役割〕

- ・自分にできるボランティア活動に参加し、継続していきます。
- ・就業先の業種の選択肢として、保健福祉サービス分野を研究します。

## 第2節 いきいき活動するまち

私たちは、日々、仕事や家事、趣味活動など、様々な活動を行います。

多くの人は、福祉的な支援がなくても、こうした活動を行えますが、心身の状態により、自分の力ではそれがかなわない人もいます。

また、日常の活動は、自分一人ですべてを完結させることはできません。経済活動も地域活動も、それをとりまく人々の協力により行うことができます。

仕事や家事、趣味活動など、日常生活の様々な面で、支援が必要な人をお互いに支えあい、町民一人ひとりがいきいきと活動するまちづくりを進めます。

### 1 地域福祉活動の活性化

綾川町では、自治会や婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域団体が、地域ごとの親睦やごみ出しや広報物の配布など、生活に密着した地域活動を行うとともに、自治会単位に民生委員・児童委員、自主防災会、健康推進員、母子愛育班などが組織化され、困りごとの相談支援、防災、健康推進などテーマごとの地域活動を展開しています。

こうした活動を支援し、活性化を図っていますが、まだ十分でないため、自治会などの地域団体の機能強化と活動支援を引き続き進めていきます。

また、地域福祉活動の拠点として、高齢者等を対象とした「いきいきサロン」や障害がある人もない人も共に集まれる「綾の家サロン」が展開されていますが、高齢者、障害者、子どもなど、様々な人たちが気軽に集い、いきいきと活動する共生型サロンなど、多様な展開を促進していきます。

通番	取組	内容	関係課
5	地域活動の活性化	地域団体の活性化を図るため、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、地区公民館等の活動場所の提供や行事の開催支援等に努めます。	健康福祉課 総務課 生涯学習課
6	福祉サロン活動の充実	これまでのサロン活動は、高齢者を対象にしたサロン、障害者を対象としたサロンというように、別々に集まる場合が多く、共生型サロンはそのような垣根を越えて誰もが参加できるサロンを目指しています。既存の福祉サロンの継続的な開催を支援していくとともに高齢者、障害者、子どもなど、様々な人たちが気軽に集い、いきいきと活動する共生型サロンなど、多様な展開を促進していきます。	健康福祉課 子育て支援課
7	自治会を基盤にした活動と機能の支援	地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるよう活動を支援します。 地域課題を全体的に捉え、地域住民による福祉活動（子どもや高齢者の見守り・声かけ、災害時の助け合い、美化活動など）が効果的・効率的に展開されるように活動を支援します。	健康福祉課 総務課
8	企業の社会貢献活動との協働	社会福祉法人による地域における公益的な取り組みや、企業の社会貢献活動との協働等の取り組みを推進します。	健康福祉課 経済課



通番	取組	内容	関係課
9	寄付や共同募金等の取り組みの推進	共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやふるさと納税等に関する取り組みを推進します。	健康福祉課 総務課

#### 〔地域住民の役割〕

- ・地域団体に加入し、各種活動に積極的に参加します。
- ・福祉サロン活動に積極的に参加します。
- ・地域での支え合い、助け合い（互助）を大切にします。
- ・子どもや高齢者の見守り・声かけを行います。

## 2 働きたい人が働けるまちづくり

高齢化が進む中、心身機能が衰えても、可能な範囲で働き続けたいと考える人が増えています。また、障害者やひとり親家庭などの就労を支援していくことが求められています。

町民一人ひとりが適性や能力を活かして働き続けられるまちづくりを進めます。

通番	取組	内容	関係課
10	生きがい就労の促進	シルバー人材センターや関係団体と連携しながら、重労働でない作物栽培、遊休農地の活用などによる生きがい農業の促進や、地域資源を活用した加工品開発の支援など、生きがい就労を促進していきます。	健康福祉課 経済課
11	障害者の就労の促進	町内企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援・就労継続支援事業所、地域活動支援センターなどと連携しながら、障害者の一般就労、福祉的就労を促進していきます。	健康福祉課 経済課
12	ひとり親家庭の就労の促進	中讃保健福祉事務所の母子自立支援員、就労支援員、ハローワークと連携を行い、ひとり親の就労を促進していきます。	子育て支援課
13	働くことに不安を持つ若者への支援の推進	町内企業や、かがわ地域若者サポートステーションなど関係機関と連携し、働くことに不安を持つ若者の就労を促進していきます。	経済課
14	生活困窮者支援の推進	社会福祉協議会が中核となり、生活困窮者支援法に基づき、福祉事務所と連携しながら、生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)により、生活困窮者一人ひとりへの「就労プラン」を作成し、就労を促進していきます。	健康福祉課
15	就労の場の確保を目的とした関係機関との連携強化	関係機関との連携の強化を図りながら、さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を推進します。 また、その際、地域の活性化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも同時に資する取り組みを検討します。	健康福祉課 経済課
16	就労に困難を抱える人への横断的な支援	生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援を推進します。	健康福祉課 子育て支援課

### 〔地域住民の役割〕

- ・健康と生きがいのため、可能な形で就労します。
- ・心身の状況に応じて働き続けられる働き方を工夫します。
- ・町内の事業所は、障害者の雇用や雇用のための訓練などに協力していきます。
- ・町内の事業所は、ひとり親が就労しやすい職場環境づくりに努めます。

### 3 相談機能の強化、福祉サービス・生活支援サービスの推進

どこに相談したらよいかわからないということがないように、相談窓口について周知を図ります。  
また、現行の福祉サービスについて、高齢者、障害のある人、子どもの各分野別施策で必要なサービスを利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように、各種福祉サービス、生活支援サービスを推進します。

通番	取組	内容	関係課
17	相談機能の強化	多様化する住民サービスへの的確な対応や今後の地域福祉推進のため、町の窓口、地域包括支援センターなど、各相談窓口と相互に連携がとれ、必要に応じて迅速に調整が図れるように相談機能の充実に努めます。	健康福祉課
18	包括的な相談支援体制の構築	地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政等が中核となり、単独の制度では対応困難な課題に対する支援策を検討します。	健康福祉課
19	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開	高齢者と障害者(児)が同一の事業所でサービスを利用することができる共生型サービスの展開を検討します。	健康福祉課
20	制度の狭間の課題に対する支援の充実	「ひきこもり」、「生活困窮者」、「サービス利用拒否者」、「保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者」等が、地域で孤立しないように、支援を充実させます。	健康福祉課
21	地域ケアの推進と福祉サービスの質の向上	高齢者については地域包括支援センターを中心とした体制、障害のある人は地域自立支援協議会が核になっています。支援が必要な人にあったケアや関わりができるようにネットワークを強化して対応します。 また、これまで同様に地域ケア会議を開催し、情報の共有や解決策の検討にあたります。	健康福祉課
22	社会福祉協議会との協働	社会福祉協議会は、住民の権利擁護、相談事業、町の福祉事業全般に渡り、協働して事業を行っています。 今後も、連携と協働を強化し地域福祉の向上に取り組めます。	健康福祉課

#### 〔地域住民の役割〕

- ・地域で自立した暮らしを続けるために、必要とする福祉サービス、生活支援サービス（見守り・外出支援・買い物、調理、掃除など）を利用します。
- ・困ったことがある場合には、様々な相談の場を活用します。
- ・相談できない人に対して、周囲からの気配りをします。

### 第3節 セーフティネットで支えあうまち

心ない差別やいじめ、虐待など、人権侵害に苦しめられている人がいます。視覚、聴覚、知的、精神等の障害や認知症などの病気で、日々のコミュニケーションがうまくとれなかったり、自動車の運転ができなくて日々の買い物にも困っている人がいます。こうした社会的に弱い状況に置かれた人は、引きこもりになり孤立化するケースもあり、災害時の避難や避難生活にもハンディを背負っています。

このため、人権擁護のためのネットワークづくり、住まい・交通・情報基盤の強化、要配慮者支援の強化を柱に、セーフティネットで支えあうまちづくりを進めます。

#### 1 人権擁護ネットワークづくり

綾川町では、平成11年の『「人権教育のための国連10年」香川県行動計画』の策定、平成12年の人権教育・啓発推進法の施行などを受け、平成18年に人権擁護条例の制定、人権・同和対策本部や人権擁護審議会の設置、平成31年に「第2次綾川町男女共同参画プラン」を策定するなど、人権擁護体制の強化を図りました。

また、平成12年の児童虐待防止法、平成13年の配偶者暴力防止法、平成18年の高齢者虐待防止法の各施行を受け、綾川町虐待防止等対策ネットワークを組織化するとともに、平成24年の障害者虐待防止法の施行を受け、その組織強化を図るなど、虐待や配偶者暴力等の防止と早期発見・早期対応に努めています。さらに平成30年度より綾川町要保護児童対策地域協議会が発足し、活動しています。

平成27年からいじめ対策防止法、平成28年から障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律という差別を解消するための3つの法律（人権三法）の施行、「誰一人取り残さない」という理念を掲げた持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の考えを受け、今後も、こうした人権擁護ネットワークによるセーフティネットを維持・拡充していきます。

通番	取組	内容	関係課
23	人権教育及び啓発に関する施策の推進	人権擁護をめぐる様々な法制度改正が進む中で、人権教育及び啓発に関する基本計画に沿った人権教育・人権啓発活動を推進します。	住民生活課 生涯学習課
24	綾川町虐待防止等対策ネットワークの維持・拡充	関係機関と連携し、早期発見・早期対応の取組を着実に進めるとともに、法制度改正への対応を随時進めます。 また綾川町要保護児童対策地域協議会において児童虐待防止等の取組を充実させています。	健康福祉課 学校教育課 子育て支援課
25	不登校・いじめ等対策の推進	不登校やいじめなどで悩む児童・生徒に対し、問題の改善・解決を目指すとともに、学業の継続を図るため、関係機関の協働指導体制のもと、子どもや保護者への継続的な支援に努めます。	学校教育課 子育て支援課 生涯学習課

通番	取組	内容	関係課
26	判断能力が不十分な人の権利擁護の推進	<p>認知症の人や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人の権利を擁護する仕組みには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。</p> <p>「日常生活自立支援事業」は県社会福祉協議会により実施されており、町社会福祉協議会では、その相談窓口の役割を担っています。また「成年後見制度」は家庭裁判所に申し立てをし、手続きをするもので、町ではその普及に努めています。</p> <p>平成 29 年度に策定された国の成年後見制度利用促進基本計画に準じて、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」の構築に努めながら「成年後見制度」の利用促進を図っていきます。</p>	健康福祉課 住民生活課
27	市民後見人等の活動支援	<p>権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方について検討します。</p>	健康福祉課

#### 日常生活自立支援事業・成年後見制度

区分	内容
1 日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助
2 成年後見制度	<p>(1) 法定後見 (判断能力の不十分な方の程度に応じて選択)</p> <p>①後見 ：ほとんど判断出来ない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象</p>
	<p>(2) 任意後見 (本人の判断能力が十分にあるうちに、将来に備えて決めておく)</p>

#### 〔地域住民の役割〕

- ・地域の人の生活課題を発見したら、関係機関に連絡・相談し、地域の一員として協力していきます。
- ・権利侵害等が発見したら、適切な対応につながるよう、関係機関に連絡・相談します。
- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業について理解を深めます。

## 2 住まい・交通・情報基盤の強化

地域での孤立の解消や外出が困難な人への支援として、交通対策や情報通信基盤の充実を促進していきます。

また、住まいの確保は、生活の安定、自立につながるため、生活や住宅に配慮を必要とする人に対する取り組みを推進します。

通番	取組	内容	関係課
28	孤立化を防止する交通対策の推進	事業者の協力を得ながら、電車、バス、タクシーの維持・確保に努めるとともに、介護保険や障害者総合支援法、その他一般福祉サービスでの既存の移送支援サービスの活用促進を図ります。	総務課 健康福祉課
29	情報通信基盤の整備促進	住民が多様な手段で相互にコミュニケーションがとれ、緊急時にも連絡体制が確保されるよう、防災行政無線やインターネット、SNS等を利用できる、情報通信基盤の整備を促進していきます。 また、情報格差が生じないよう、複数の伝達手段を設けるとともに、予備電源、データのバックアップなど、リスクマネジメントに努めます。	総務課
30	住まいの確保及び生活の安定化	生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保（空き家の活用等）や生活の安定、自立の促進に係る取り組みを推進します。	総務課 建設課 健康福祉課

### 〔地域住民の役割〕

- ・住民の生活基盤として公共交通を維持するために、積極的な公共交通機関の利用に努めます。
- ・情報通信基盤を積極的に日々の生活に活用します。
- ・生活の安定を図り、自立した生活を送るよう努めます。

### 3 要配慮者支援の強化

地震や災害などの発生直後に地域住民がお互いに安否を確認し、要配慮者が安全に避難し、支えあいつながら避難生活が送れる地域防災力の強化に努めていきます。

通番	取組	内容	関係課
31	地域防災力の強化	災害時に地域ぐるみで迅速・的確な防災活動が展開できるよう、自治会単位や事業所での自主防災活動を育成・強化していきます。 また、要配慮者に配慮した備蓄等に努めます。	総務課
32	避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及	災害時に、地域で要介護者、障害者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など要配慮者を迅速・的確に支援できるよう、避難行動要支援者名簿の整備と定期的な更新を図るとともに、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるか等を定める個別支援計画の普及に努めます。	総務課 健康福祉課

#### 〔地域住民の役割〕

- ・日頃から避難場所や避難経路の確認や非常持出袋を常備するなど災害に備えておきます。
- ・災害時に自分たちができる役割を担うために、自主防災活動に積極的に参加します。
- ・地区内の要配慮者の生活状況を把握し、みんなで話し合つて支援体制を決めておきます。

## 4 生活困窮者等への支援

近年の社会経済構造の変化により、生活困窮に陥っている人の増加がみられます。生活保護に至らない生活困窮者への支援を強化するために、生活困窮者自立支援法が施行されました。

複合的な課題を抱える、生活困窮者を早期に把握・支援するために、地域に住む人々の制度に対する理解を得て地域ネットワークの強化を目指します。

通番	取組	内容	関係課
33	早期把握や見守りの強化	社会的孤立を防ぎ、民生委員・児童委員、ボランティア等、地域住民と共に見守り活動を強化し、対象者の早期把握に努めます。	健康福祉課
34	包括的な相談支援体制の構築	複合的な生活課題に対し、包括的に相談支援する体制構築に取り組めます。	健康福祉課

### 〔地域住民の役割〕

- ・日頃から隣近所との付き合いを大切にします。
- ・支援が必要だと思われる人がいれば、相談機関等へ相談・連絡をします。



## 5 メンタルヘルス対策の充実

仕事や人間関係のストレス、社会からの孤立や孤独、経済的な困窮、病気や障害など、こころの病には様々な要因があると考えられますが、一見ただけではわからない場合もあります。

悩んでいる人に寄り添い、関わりをとおして孤立や孤独を防ぎ、必要な支援につなげるなどの対応を図ることが自殺予防にもつながります。

こころの病気は誰でもかかりうること、早期の発見・治療が大切なことなどを、住民に周知するとともに、相談機能の充実、体制の強化を図ります。

通番	取組	内容	関係課
35	相談支援体制の充実	生きることが困難な問題や悩みを抱えている人や、深い悲しみにおおわれている人(生活困窮者/自殺未遂者/自死遺族等)への相談支援体制の充実を図るとともに、こころのケアに努めます。	健康福祉課
36	自殺対策の啓発	リーフレットを配布し、自殺対策の理念を啓発していきます。 また、広報あやがわや自治会などを通じて自殺対策に関する広報を実施します。	健康福祉課 総務課
37	ゲートキーパー養成研修の実施	自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及するとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材等を養成します。	健康福祉課
38	認定こども園・学校等における働きかけ	子どもの特性や発達段階に応じた働きかけを行い、子ども自身の自尊感情を高めます。 また、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等に信頼できる大人を見つけ、SOSを出すことの大切さを伝えます。	学校教育課 子育て支援課 健康福祉課

### 〔地域住民の役割〕

- ・自殺対策の啓発リーフレットなどにより、自殺対策の取り組みについて理解を深めます。
- ・自治会、民生委員・児童委員、小中学校PTA、老人クラブなど多様な主体による地域での見守り・声かけ活動を推進します。

## 第6章 計画推進にあたっての目標値

地域福祉を町民運動として展開していくために目標を掲げ、その達成を目指し、協力して取り組むことが大切です。地域福祉を推進するために目標値を設定し、その成果や達成度を客観的な数値により把握していきます。

### 数値目標

項目	現況	目標（令和6年度）
①綾川町に「たいへん愛着を感じている」割合	42.7%	60.0%以上
②綾川町は、高齢者や障害のある人などにとって住みやすいと思う割合 (住みやすい+どちらかというと思ふ)	65.8%	80.0%以上
③年間のボランティア参加率	59.3%	80.0%以上
④近所づきあいをほとんどしていない人の割合	6.0%	2.0%以下
⑤自分の地域は地域活動が活発であると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	46.9%	60.0%以上
⑥自分の地域は困っている人を助ける仕組みができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	33.6%	60.0%以上
⑦自分の地域は日頃から防犯のための目配りができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	40.3%	60.0%以上
⑧自分の地域は災害が起こってもみんなで助け合えると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	55.6%	80.0%以上